

## 送配電及び配線設計 訂正のお知らせ

以下のように訂正いたします。

●99頁 a 照明の要件 ② の2～3行目

～また、OA機器を使用する事務所などにおいては、CRTへの映り込みのないように～



～また、OA機器を使用する事務所などにおいては、映り込みのないように～

●145頁 表3-42 のタイトル

接地工事の種類と接地抵抗値（電気設備技術基準の解釈について第19条、24条、25条、27条、29条）



接地工事の種類と接地抵抗値（「電気設備の技術基準の解釈について」第19条、24条、25条、27条、29条参照）

●145頁 表3-42 接地工事の種類と接地抵抗値 用途種別 上から1行目

・高圧、特別高圧機器の鉄台等 → ・高圧用又は特別高圧機器の鉄台等

●145頁 表3-42 接地工事の種類と接地抵抗値 用途種別 上から4行目

・高圧又は特別高圧と低圧電路と → ・高圧電路又は特別高圧電路と低圧電路と

●145頁 表3-42 接地工事の種類と接地抵抗値 用途種別 下から1行目

・300V以下低圧機器の鉄台等 → ・300V以下の低圧機器の鉄台等

●156頁 第1節 避雷設備に関する法規 上から3行目

～適切な避雷設備をすることが望ましい。→ ～適切な保護システムを施すことが望ましい。

●156頁 1.4 日本工業規格（JIS） 1～2行目 を以下に差し替える。

避雷設備はJIS A 4201により、その構造などが規定されている。避雷設備の設計、施工に当たっては、この規格に準拠して行わなければならない。



雷保護システムについてはJIS A 4201：2003により、規定されている。保護システムの構築に当たっては、この規格に準拠して行わなければならない。

●157頁 を以下に差し替える。

この規格に示されている用語の意味のうちから、抜粋して次に掲げる。

- ①落雷——雲と大地間の大気に発生する放電で、1回以上の雷撃を含む。
- ②雷撃——落雷における1回の放電。
- ③雷撃点——雷撃が大地、建築物等又は雷保護システムと接触する点。
- ④雷保護システム——雷の影響に対して被保護物を保護するために使用するシステムの全体。これには、外部及び内部雷保護システムの両方を含む。
- ⑤外部雷保護システム——受雷部システム、引下げ導線システム及び接地システムからなるシステム。
- ⑥内部雷保護システム——被保護物内において雷の電磁的影響を低減させるため、⑤のシステムに追加するすべての措置で、等電位ボンディング及び安全離隔距離の確保を含む。
- ⑦等電位ボンディング——内部雷保護システムのうち、雷電流によって離れた導電性部分間に発生する電位差を低減させるため、その部分間を直接導体によって又はサージ保護装置によって行う接続。
- ⑧受雷部システム——外部雷保護システムのうち、雷撃を受けるための部分。
- ⑨引下げ導線——外部雷保護システムのうち、雷電流を受雷部システムから接地システムへ流すための部分。
- ⑩接地システム——外部雷保護システムのうち、雷電流を大地へ流し拡散させるための部分。
- ⑪接地極——大地と直接電氣的に接触し、雷電流を大地へ放流させるための接地システムの部分又はその集合。
- ⑫環状接地極——大地面又は大地面下に建築物等を取り巻き閉めループを構成する接地極。
- ⑬基礎接地極——建築物等の鉄骨又は鉄筋コンクリート基礎によって構成する接地極。
- ⑭等価接地抵抗——接地電圧と接地電流のピーク値の比。一般に、このピーク値は同時に発生しないが、接地システムの効率を表すため、この比を慣例的に使用する。
- ⑮接地電圧——接地システムと無限遠大地間との電位差。
- ⑯金属製工作物——被保護物内において広い範囲にわたっている金属製部分で、配管構造物、階段、エレベータのガイドレール、換気用、暖房用及び空調用のダクト並びに相互接続した鉄筋などのように雷電流の経路を構成することができるもの。
- ⑰ボンディング用バー——金属製工作物、系統外導電性部分、電力線、通信線、その他のケーブルを雷保護システムに接続することができるバー。
- ⑱相互接続した鉄筋——電氣的に連続性があるとみなされる建築物等内の鉄筋組み。
- ⑲危険な火花放電——雷電流によって被保護物内に発生する好ましくない放電。
- ⑳安全離隔距離——危険な火花放電を発生しない被保護物内の2導電性部分間の最小距離。
- ㉑サージ保護装置——火花ギャップ、サージ抑制器、半導体装置など、被保護物内の2点間におけるサージ電圧を制限するための装置。